

公告

平成 26 年 4 月 10 日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業 務 名 新生代展示室展示物実施設計業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「業務説明書」のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から平成 27 年 3 月 10 日まで
- (4) 契約上限金額 金 6,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
 - ア 平成 26 年度豊橋市入札参加資格者名簿の大分類：役務の提供等、中分類：映画等製作・広告・催事業種、小分類：デザイン、細分類：展示物の製作等について登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
 - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
 - カ 一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有した者が参加表明者の提出者の組織に所属しており、本業務に関わらせることができる者。
- (2) 日本国内の登録博物館において 150 ㎡以上の面積を有する展示室の展示設計かつ展示物実施設計業務を履行した実績を有する者。
- (3) 平成 26 年 5 月 14 日（水）午後 2 時から行う現場説明会に出席可能な者。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

総合動植物公園部 自然史博物館

〒441-3147

愛知県豊橋市大岩町字大穴 1-238 豊橋市自然史博物館

電話：0532-41-4747 ファックス：0532-41-8020

電子メールアドレス：sizensi@toyohaku.gr.jp

(2) 実施要領等の入手方法

豊橋市自然史博物館ホームページからダウンロードする。

<http://www.toyohaku.gr.jp/sizensi/>

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出

ア 提出期限 平成 26 年 4 月 25 日（金）午後 5 時必着

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 提出部数 1 部

エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格 提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限 平成 26 年 5 月 30 日（金）午後 5 時必着

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 提出部数 8 部

エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「新生代展示室展示物実施設計業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

提案者が多数の場合には、第二次審査対象者を 3 者程度に絞り込むものとする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 平成 26 年 6 月 10 日（火）

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

イ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

- ウ 見積金額が実施要領に示した契約上限金額を超える提案
- エ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (2) 契約書作成の要否 要

- (3) その他詳細は、「新生代展示室展示物実施設計業務プロポーザル実施要領」による。